

四万十市訓令第13号

四万十市自動運転モビリティ実証協議会設置要綱を次のとおり定める。

令和元年11月13日

四万十市長 中 平 正 宏

四万十市自動運転モビリティ実証協議会設置要綱

(設置)

第1条 自動運転の実用化に向けた技術が著しい進展を見せる中、本市のまちの特性に応じた自動運転技術の活用について研究・検討し、自動運転技術を市政課題の解決に活かしていくため、自動運転の社会実験に向けた協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自動運転技術の活用の社会実験に関すること。
- (2) 自動運転技術の実装化に関すること。
- (3) その他自動運転の実験に関し必要な事項

(組織及び任期)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等の代表者又は構成員
- (3) 公共的団体等の代表者又は構成員
- (4) 公共交通事業者等の代表者又は構成員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員としての任期は、前条に規定する所掌事務のうち社会実験が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第3条に規定する任命後に最初に行われる会議については、市長が招集し、前条の会長及び副会長が互選されるまでは委員の中から互選により仮議長を選出して議事を進行する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庁内検討委員会)

第7条 協議会の下部組織として庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 第2副市長
- (2) 総務課長
- (3) 企画広報課長
- (4) 財政課長

- (5) 環境生活課長
- (6) 高齢者支援課長
- (7) 観光商工課長
- (8) まちづくり課長
- (9) 生涯学習課長

(10) その他市長が指名する者

3 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置き、委員長は第2副市長、副委員長は企画広報課長の職にある者をもって充てる。

(庶務)

第8条 協議会及び委員会の庶務は、まちづくり及び地域交通対策の事務を所掌する課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和元年12月2日訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行する。

四万十市自動運転モビリティ実証協議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

令和2年2月

No.	所 属	氏 名	備 考
1	高知県公立大学法人高知工科大学システム工学群 准教授	西内 裕晶 ◎	学識経験
2	四万十市区長会中村地区区長会 会長	山崎 聰	市民団体
3	四万十市区長会東山地区区長会 会長	森本 宏	
4	四万十市区長会具同地区区長会 会長	濱田 正也	
5	中村丸の内地区 区長	川島 出也	
6	中村商工会議所 副会頭	佐田 博 ○	商工
7	四万十市商店街振興組合連合会 会計理事	右城 一仁	
8	一般社団法人四万十市観光協会 専務理事	山本 牧	観光
9	社会福祉法人四万十市社会福祉協議会 会長	大林 郁男	福祉
10	四万十市役所庁舎管理者（四万十市総務課長）	成子 博文	拠点施設
11	郷土博物館管理者（四万十市教育員会生涯学習課長）	小松 富士夫	
12	ヤマハモーターパワープロダクツ(株) 開発統括部 商品開発部 認証技術課長	吉井 芳徳	車両メーカー
13	高知西南交通株式会社 代表取締役	亀川 代平	事業者
14	四万十市タクシー組合 組合長	植田 康一	
15	土佐くろしお鉄道株式会社 代表取締役	金谷 正文	
16	国土技術政策総合研究所 道路交通研究部 高度道路交通システム研究室 室長	関谷 浩孝	国
17	四国地方整備局 道路部道路計画課長	鈴木 大健	
18	四国地方整備局 中村河川国道事務所長	伊賀 達也	
19	四国運輸局 高知運輸支局 首席運輸企画専門官（総務・企画観光部門）	上戸 康弘	高知県
20	高知県土木部道路課長	肥本 一郎	
21	高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課長	岡田 哲也	
22	高知県土木部幡多土木事務所長	能津 恭介	高知県警察
23	高知県警察本部交通部交通企画課長	竹村 公志	
24	高知県警察本部交通部交通規制課長	岡 修司	
25	高知県警察本部中村警察署長	山崎 清澄	四万十市
26	四万十市第二副市長	金納 聡志	
27	四万十市企画広報課長	田能 浩二	
28	四万十市環境生活課長	渡辺 康	
29	四万十市観光商工課長	朝比奈 雅人	
30	四万十市まちづくり課長	桑原 晶彦	

四万十市自動運転モビリティ実証協議会委員名簿

() : 代理出席

2020/2/17 現在

No.	所 属	氏 名	2月17日	備 考
			13:30～	
1	高知県公立大学法人高知工科大学 システム工学群 准教授	西内 裕晶	○	学識経験
2	四万十市区長会 中村地区区長会 会長	山崎 聡	○	市民団体
3	四万十市区長会 東山地区区長会 会長 (東山地区区長会 副会長)	森本 宏 (吉岡 秀樹)	○	
4	四万十市区長会 具同地区区長会 会長	濱田 正也	○	
5	中村丸の内地区 区長	川島 出也	○	
6	中村商工会議所 副会頭	佐田 博	○	
7	四万十市商店街振興組合連合会 会計理事	右城 一仁	○	
8	一般社団法人 四万十市観光協会 専務理事	山本 牧	○	観光
9	社会福祉法人 四万十市社会福祉協議会 会長	大林 郁男	○	福祉
10	四万十市役所庁舎管理者 四万十市総務課長 (総務課 課長補佐)	成子 博文 (武内 俊治)	○	拠点施設
11	郷土博物館管理者 四万十市教育委員会生涯学習課長 (生涯学習課 課長補佐)	小松 富士夫 (戸田 裕介)	○	
12	ヤマハモーターパワープロダクツ(株) 開発統括部 商品開発部 認証技術課長	吉井 芳徳	○	車両メーカー
13	高知西南交通株式会社 代表取締役 (" 取締役 総務部長)	亀川 代平 (鬼谷 秀樹)	○	事業者
14	土佐くろしお鉄道株式会社 代表取締役社長 (取締役 総務部長)	金谷 正文 (沢近 昌彦)	○	
15	四万十市タクシー組合 組合長	植田 康一	○	
16	国土技術政策総合研究所 道路交通研究部高度道路交通システム研究室 室長 (" 研究官 岩里 泰幸)	関谷 浩孝 (岩里 泰幸)	○	国
17	四国地方整備局 道路部道路計画課長 (" 道路計画課 課長補佐)	鈴木 大健 (山本 健司)	○	
18	四国地方整備局 中村河川国道事務所長	伊賀 達也	○	
19	四国運輸局高知運輸支局 首席運輸企画専門官(総務・企画観光部門)	上戸 康弘	○	高知県
20	高知県土木部道路課長 (" 道路課 課長補佐)	肥本 一郎 (大野 栄一)	○	
21	高知県中山間振興・交通部 交通運輸政策課長	岡田 哲也	○	
22	高知県土木部幡多土木事務所長	能津 恭介	○	高知県警察
23	高知県警察本部 交通部交通企画課長	竹村 公志	×	
24	高知県警察本部 交通部交通規制課長 (交通規制課 課長補佐)	岡 修司 (野中 信吾)	○	
25	高知県警察本部 中村警察署長 (中村警察署 交通課 交通係長)	山崎 清澄 (溝渕 誠)	○	四万十市
26	四万十市第二副市長	金納 聡志	○	
27	四万十市企画広報課長	田能 浩二	○	
28	四万十市環境生活課長	渡辺 康	○	
29	四万十市観光商工課長	朝比奈 雅人	○	
30	四万十市まちづくり課長	桑原 晶彦	○	